昭和62年度新潟県における「初任者研修の試行」 実施要項

制定 昭和62年4月1日

1 目的

初任者研修の試行(以下「試行」という。)は、新採用教員に対して実践的指導力と使命感を發うとともに幅広い知見を得させることを目的とする初任者研修制度の円滑な実施を図るため、新採用教員の一部を対象として研修を実施し、その内容、方法等の効果的な在り方を究明することを目的とする。

2 対象

- (1) 試行の対象となる新採用教員(以下「試行対象教員」という。) は、小学校及び中学校にあっては、別表の1の市町村立学校に 所属する全ての新採用教員とし、特殊教育諸学校にあっては、 別表2の学校に所属し、新潟県教育委員会が指名する新採用教 員とする。
- (2) 新潟県教育委員会又は試行対象教員が所属する学校を所管する市町村教育委員会(以下「関係市町村教育委員会」という。) は、その所管する学校の試行対象教員に対し、年間研修計画及び年間指導計画(以下「年間研修計画等」という。)に従い、1年間の初任者研修を受けることを命ずるものとする。
- 3 内容

試行の内容は次のとおりとする。

- (1) 試行対象教員は、学級又は教科・科目を担当するものとする。 ただし、必要に応じて校務分掌を軽減することができる。
- (2) 試行対象教員は、指導教員を中心にした研修及び教育センター等における研修(4泊5日の宿泊研修を含む。)を受けるものとする。
- (3) 試行対象教員は、洋上研修(10日間程度)を受けることがあるものとする。

4 期間

試行の期間は、昭和62年度の1年間とする。

5 実施主体等

- (1) 試行は、洋上研修を除き、新潟県教育委員会が実施する。
- (2) 小学校及び中学校の試行対象教員を対象とする試行は、関係 市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (3) 関係市町村教育委員会は、新潟県教育委員会が実施する試行 に必要な協力をするものとする。

6 実施体制

- (1) 新潟県教育委員会は、試行を効果的に実施するため、別に定めるところにより、関係機関との試行実施協議会を設置するものとする。
- (2) 新潟県教育委員会は、試行の円滑な実施を図るため、試行実施校校長等と連絡協議を行う。
- (3) 新潟県教育委員会は、試行対象教員の所属する学校に指導主

事を派遣すること等により、試行の実施状況を把握し、及び必要な指導、助言等を行う。

7 年間研修計画

- (1) 新潟県教育委員会は、年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画においては、指導教員を中心にした研修及び教育センター等における研修その他必要な事項を定めるものとする。なお、洋上研修においては、文部省の定める実施計画によるものとする。
- (3) 関係市町村教育委員会は、新潟県教育委員会が作成する年間 研修計画に従い、当該市町村教育委員会における年間研修計画 を作成するものとする。
- (4) 新潟県教育委員会又は関係市町村教育委員会は、試行の進展 に応じて、年間研修計画について、適時、必要な改善を行うこ とができるものとする。

8 年間指導計画

- (1) 試行対象教員が所属する学校(以下「関係学校」という。) の校長は、年間研修計画を参考に、校内体制に配慮しつつ、当 該関係学校における年間指導計画を作成するものとする。
- (2) 関係学校の校長は、試行の進展に応じて、年間指導計画について、適時、必要な改善を行うことができるものとする。

9 指導教員

(1) 指導教員は、関係学校の教頭、教諭又は非常勤講師の中から、

- 当該関係学校の校長の意見を聴いて、当該関係学校を所管する 教育委員会が命ずる。
- (2) 指導教員は、当該学校の校長の指導の下に、他の教員と協力 して年間研修計画等に従い、1年間当該関係学校の試行対象教 員を指導し(試行対象教員1人当たり、年間70日程度とする。) 及び試行対象教員に代わって授業を行うものとする。
- (3) 新潟県教育委員会は、指導教員に係る措置として、関係学校に対し、教員定数又は非常勤講師についての措置を講じる。

10 教科指導員

- (1) 中学校において、指導教員の免許教科が試行対象教員の免許 教科と異なる場合は、試行対象教員に対する教科指導のため、 教科指導員を置くことができる。
- (2) 教科指導員は、関係学校又はその近隣の学校の教頭、教諭又 は非常勤講師の中から、当該学校の校長の意見を聴いて、当該 学校を所管する教育委員会が命ずる。
- (3) 教科指導員は、当該関係学校の校長の指導の下に、年間研修 計画等に従い、1年間、試行対象教員に対して教科指導を行う。
- (4) 新潟県教育委員会は、教科指導員に係る措置として、教科指導員が所属する学校に対し、非常勤講師についての措置を講じる。
- (5) 教科指導員が試行対象教員に対して教科指導を行うに当たっては、当該試行対象教員の指導教員との密接な連携を図るものとする。

11 非常勤講師

(県立学校)

新潟県教育委員会は、指導教員の配置により必要になる非常勤 講師の人数に応じて非常勤講師を任命し、指導教員の所属する学 校に勤務することを命ずる。

(市町村立学校)

- ① 新潟県教育委員会は、指導教員(又は教科指導員)の配置により必要になる非常勤勝師の人数に応じて非常勤職員を採用し、 市町村教育委員会の求めに応じて、当該非常勤職員を市町村教育委員会に派遣する。
- ② 市町村教育委員会は、当該非常動職員を非常動講師に任命し、 指導教員(又は教科指導員)の所属する学校に勤務することを 命ずるものとする。
- ③ 新潟県教育委員会は、当該非常勤職員の報酬及び旅費を負担する。

12 洋上研修

新潟県教育委員会は、文部省が実施する洋上研修に試行対象教 員を参加させることの決定を行う。

13 宿泊研修

- (1) 新潟県教育委員会は、試行対象教員に各種の教育的経験を得させるとともに、教員の相互交流を深めさせるため、宿泊研修(4泊5日程度)を実施する。
- (2) 宿泊研修は、試行対象教員とそれ以外の新採用教員について、

できる限り同時に実施するものとする。

14 校内体制

- (1) 関係学校の校長は、試行対象教員に対する学校全体としての 協同的な指導体制を確立するため、試行対象教員の研修の実施 体制を校務分掌組織として位置付けるものとする。
- (2) 指導教員は、他の教員と協力して試行対象教員の指導に当た。 るものとする。
- (3) 関係学校の校長は、試行対象教員の授業の実施に支障が生じることのないよう学校全体としての協力体制を整備するものとする。
- (4) 試行対象教員の研修に当たっては、他の校内研修との有機的 関連に留意するものとする。

15 年間指導計画苷及び指導報告啓等

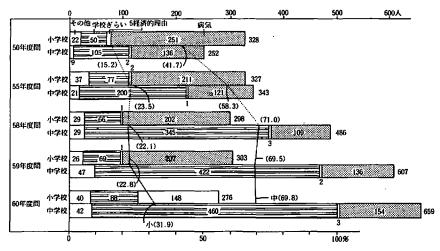
- (1) 関係学校の校長は、当該関係学校における年間指導計画 書及 び指導報告書を当該関係学校を所管する教育委員会に提出する ものとする。
- (2) 関係市町村教育委員会は、当該関係市町村教育委員会における年間研修計画俳及び研修報告哲を新潟県教育委員会に提出するものとする。この場合、関係市町村教育委員会は、関係学校の校長が作成する年間指導計画俳及び指導報告書を、添付するものとする。

資料2 「初任者研修」試行にともなう本年度予算

	(単位:千円)
事業名	初任者研修試行事業 (新規)
予 算 額	49, 953
施策の概要	1 事業目的 昭和64年度から本格実施予定の初任者研修制度の試行として、小・中枢 発教育哲学校の新任教員全員を対象に程広く各種の教育的体験を得させる とともに、教員の相互交流を深めさせ、教員としての知見を高める研修を 行う。 2 事業計画 (1) 試行対象研修事業 7 指導教員による研修 4 教育をソター等における研修 ウ 紹治研修 エ 洋土研修 (2) 県宿泊研修事業 試行対象教員を除く新任教員全員 4泊5日 3 祝草の方法 (1) 非常動場師等 35,171 (2) 参加者等終費 13,811 (3) 事 務・費 971

資料出所「新潟県62年度予算」

資料3 理由別長期欠席者数



妇 折れ線グラフは「学校ぎらい」の長期欠席者総数に占める割合の推移を表す。

資料出所「学校基本調查」

資料4 いじめの実態

児童生徒のいじめ等の実態

昭和61年4月から昭和62年3月までに学校が把握したいじめの件数は、小学校240 件、中学校331件、高等学校30件で、いずれ 6昭和60年度の小学校3、134件、中学校1.1 21件、基等学校375件に比し、著しく減少している。

学校が把握したいじめの件数 (昭和61.4~61.12)

(件数) 30 60 90 120 150 180 210 小1 14 小2 22 小3 37 小4 50 小5 56 中1 118 中2 139 中3 74 調査年月 昭和62年3月 高1 20 第十 中学校 282校 高2 高3 6 銀杏牛月 120核 高3 6 銀杏牛月 1,138校	•			-						
小2 22 小3 37 小4 50 小5 56 中1 118 中2 139 中3 74 調査年月 昭和62年3月	(件数	()	30	60	90	12	0 1	50	180	210
小3 37 小4 50 小5 56 小6 61 中1 118 中2 139 中3 74 調査年月 昭和62年3月	小口	<u></u>	4							
小4 50 小5 56 小6 61 中1 118 中2 139 中3 74 調査年月 昭和62年3月	小2		22							
小5 56 小6 61 中1 118 中2 139 中3 74 調査年月 昭和62年3月	小3		3	7						
小 6	小4			50						
中 1 118 118 中 2 139 中 3 74 調査年月 昭和62年3月	小5			56						
中2 中3 74 調査年月 昭和62年3月	小6			61						
中3 74 調査年月 昭和62年3月	ф 1						118			
調査年月 昭和62年3月	中 2						<u> </u>	39		
高 1 20	中 3				74		西 在年月	1	昭和62年3	月
高2 4	A\$ 1		20			斑	小学	校	73	6校
2	33 2	14				뀱	中学	校		_
髙3 図 6 数 合 計 1.138校		본.				胶胶	_	_		_
	高3	1 6				鍛	合	#	1, 13	8校

御 独立校、分校、全定併置校 は各1校とする。

資料出所「教員委員会」

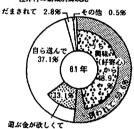
資料 5 女子少年の性非行

性非行で補保した女子少年の推移(昭和57~61年)

70 gr	12			产生。	生生	ŧ _	Ħ	無	へ 売	完 程	量がだ	不左
/	ſ		小	ф	Д	ŧ	Q	•	Ø	童	¥ 6	佐 以
		n:	7	7	权	n	y	少	防止法	福祉	或 性 条 年	性外行の
华次	数	. at	生	生	生	他	年	年	÷ 4	ិ៍ អ៊	9 4	
57	154	100		28	70	4	17	35	6		130	18
58	149	97		20	81	3	15	30	9	3	127	10
59	191	124		22	99		29	41	29	1	151	10
60	226	147		31	88	10	34	63	32		172	22
61	213	138		13	82	4	47	67	38	5	150	20

田 本表の性非行は性行為に限られ、性行為に至らない不能異性交通等は含まない。以下同じ。

性非行の動機別構成此



性非行で補導した女子少年の学歌別動機別状況 (昭和61年)

1>	動機別	学生	E • 4	E 86	41	無	合	前	増	増
1		4	五	+ 1	10	敬			英	越
1		学	校	Ø	少	少				串
学	歌	生	生	袒	年	年	81	年	数	(%)
	8 数	13	82	4	47	67	213	226	▲13	▲ 5.8
	小 計	2	17	-	26	33	79	62	17	27.4
8	遊ぶ金が欲しくて	ī	3		8	16	28	13	15	115.4
15	興味(好寄心)から	1	5		9	10	25	16	9	56.3
 	セックスが好きで		1		2	3	6	8	▲ 2	▲25.0
す	生活苦等金に困って							l l	A 1	▲100.0
6	自暴自衆				5		5	1	4	400.0
で	特定の男が好きで		8	1	2	4	15	22	▲ 7	▲31.8
	その他							t	A 1	▲ 100.0
36	小 計	10	62	3	19	33	127	162	▲35	▲21.6
6	遊ぶ金が欲しくて		2		3	10	15	20	▲ 5	▲25.0
n	興味(好寄心)から	7	55	2	16	23	103	125	▲22	▲17.6
τ	頼まれて別の別と	3	2				5		5	▲100.0
Ľ	その他		3	1			4	17	▲13	▲ 76.5
だ	まされて	1	3		1	1	6	1	5	500.0
ŧξ	どされて							1	A 1	
ŧ	の他				1		1		1	

性非行で補助した女子少年が、どんな動機で性行為に至ったかをみると及び及び図37のとおりで、積極的な「行らすすんで」か213人中79人(37.1%)で、全体の約4 相は自らすすんで性行為を行っている。

なお、具体的な動機別では、誘われては 「靱味 (好寄心) から」が、自らすすんで は「遊ぶ金が欲しくて」が最も多くなって いる。

資料出所「新潟県警」